

電子取引とは？

取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。
なお、この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

電子取引には、以下のものが該当します。

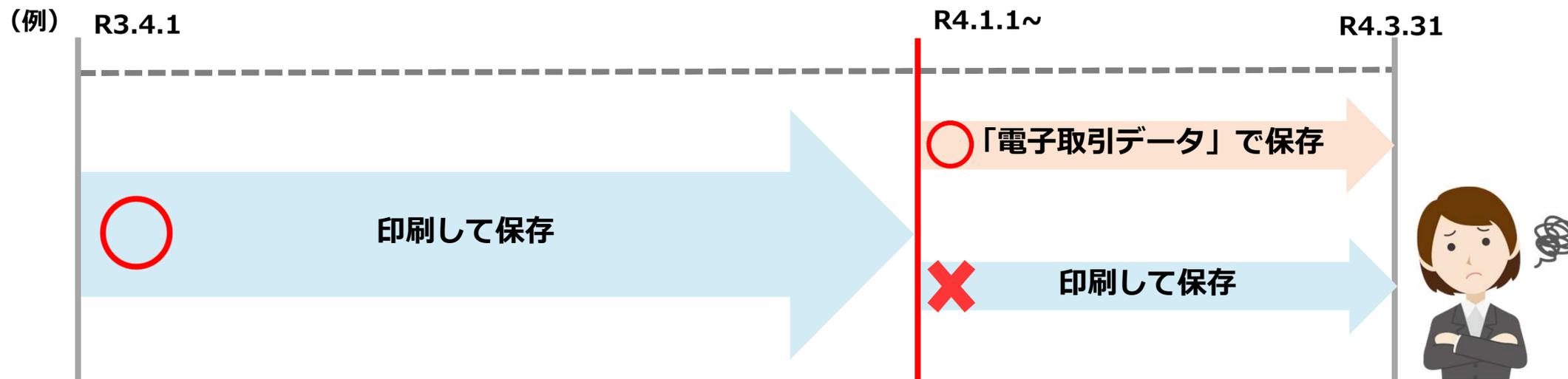
- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等の画面印刷(いわゆるハードコピー)を利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

令和3年税制改正により、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、データを出力した書面等により保存することは認めらず、**データのまま保存**しなければなりません※。

※上記の規程については、2年間（令和5年12月31日まで）の宥恕措置が設けられています。

電子取引への対応 制度の確認

3月決算企業における実務対応



令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の改正の施行日は令和4年1月1日です。同日以後に行う電子取引の取引情報については改正後の要件に従って保存を行う必要があります（令3改正法附則82⑥）。

したがって、同一課税期間に行う電子取引の取引情報でも、**令和3年12月31日までに行う電子取引と令和4年1月1日以後行う電子取引とではその取引情報の保存要件が異なります。**

電子取引データの保存方法

対応策① <おすすめ> 専用ソフトウェアを 利用する

法的要件を満たしたソフトウェアを利用します。

法的要件を満たしたソフトウェアか否かは、公益法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の「電子取引ソフト法的要件認証」にて判断できます。

**FXシリーズは「電子帳簿・電子書類保存」
「スキャナ保存」「電子取引」に完全対応**



対応策②

一定のルールを定め、 任意のフォルダに保存する

- ①訂正削除の防止に関する「**事務処理規定**」を設け、
- ②「日付」「金額」「取引先名」の**検索機能を確保**するルールのもと、任意のフォルダに保存する方法も認められています。

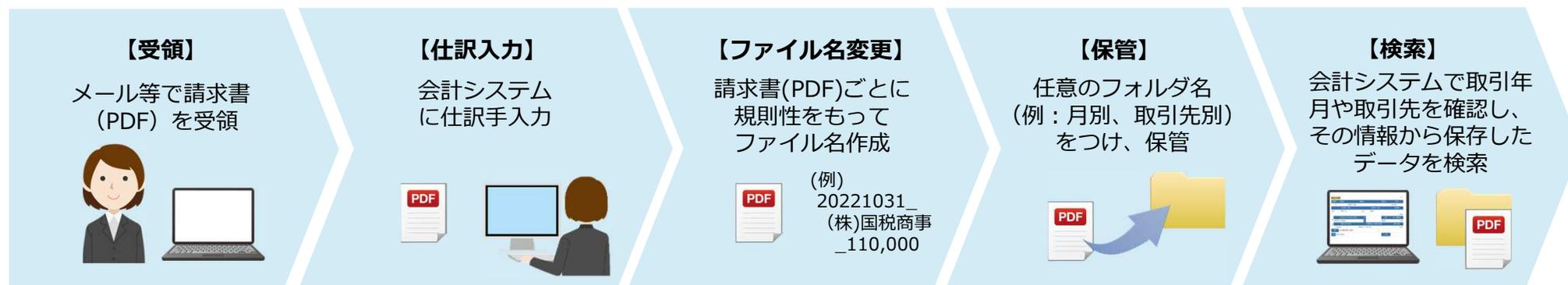
※電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問12

なお、任意のフォルダに保存する場合には、保存期間中にデータ消失しないようバックアップを取っておく必要があります。

FXクラウドシリーズで業務効率化も実現

FXクラウドシリーズ（証憑保存機能）で、電子取引を受領した後の業務を大幅に効率化できます。

自社で対応する場合



FXシリーズ（証憑保存機能）を利用する場合



※「領収書等AI読取りオプション」もご利用いただくと、より高い精度で請求書等の記載内容を読み取れます。